株式会社ハウス・デポ・パートナーズ御中

ハウス・デポ【MIX】借入申込書

・私はハウス・デポ【MIX】借入申込に関する商品概要を確認および同意の上、下記の通り借入を申込みます。
・借入金額その他の条件は、貴社宛て提出の金銭消費貸借契約証書によって確定し、その条項に従います。
・申込後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または、借入ができないことがあっても何ら異議はありません。

お申込日	西暦　　年　　月　　日

ハウス・デポ【MIX】の申込みに当たり **西暦　　年　　月　　日** に申込みした「長期固定金利型住宅ローン（買取型）借入申込書の内容と同一であることに相違ありません。
相違ある場合は、「ハウス・デポ【フラット35】申込内容に関する変更願」と合わせてお申込致します。

お申込人 （自署）		連帯債務者 （自署）	

借入希望額	万円	返済期間	年	返済方法	元利均等返済

団体信用生命保険加入希望	□ 有	□ 一般団信（□申込人 ・ □連帯債務者） □ 三大疾病（□申込人 ・ □連帯債務者） □ 夫婦連生	□ 無

一般団信にご加入の場合は貸付利率に 0.35%、三大疾病の場合は 0.55%、夫婦連生は 0.70%上乗せとなります。

1. ハウス・デポ【MIX】はハウス・デポ【フラット35】と同日にご融資し、ご融資対象となる土地、建物に、株式会社ハウス・デポ・パートナーズを第二順位とする抵当権を設定させていただきます。

2. 毎月の引落口座は、【フラット35】と同一口座となります。
すでに【フラット35】をお申込済で、「口座振替依頼書」をご提出いただいている場合は、同一の金融機関からの引落となりますので、再提出は不要となります。

3. すでに【フラット35】をお申込済で、「融資金振込口座の申出書」又は「資金の代理受領に関する委任状」をご提出いただいている場合は、提出時に記載いただいている金融機関の口座へお振込させていただきます。

4. (1)ハウス・デポ【MIX】団体信用生命保険と住宅金融支援機構の団体信用生命保険では、審査基準が異なります。
(2)「告知書」の有効期限は、告知日の翌日から起算して 180 日間となります。経過した場合は、改めて提出いただきます。
(3)夫婦連生は、戸籍上夫婦である方が対象となり、婚約者、同居人等は対象外となります。

（書式 550 号）

ハウス・デポ【MIX】金利変動リスクに関する確認書

私（連帯債務の場合は、債務者全員をいいます。以下同じ。）は、貴社から借入れを予定している「ハウス・デポ【MIX】」について、借入後一定期間毎に借入利率及び各回における元利金返済額の見直しがあり、借入利率の上昇の結果、返済負担が増加する場合があることを理解しました。

1.　借入利率について
借入利率は、借入時における株式会社ハウス・デポ・パートナーズ（以下（債権者）といいます。）所定の基準利率に年 2.20%を加算した利率とします。基準利率とは、全銀協 TIBOR に基づき債権者が決定した利率とします。この場合の基準利率はゼロを下回らないものとします。
金融情勢の変化その他の理由により基準利率が廃止された場合には、基準利率を一般に行われる程度のものに変更するものとします。変更後、初回における前回との比較は債権者が相当と認める方法によるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知します。

2.　利息の計算方法
(1)　毎回の利息額
利息額は、「毎月返済分の元金残高×利率×1/12」を毎回の返済日（その日が休日の場合には、その日の翌営業日）に後払いします。

3.　借入利率の変更
借入れ後の適用金利は、4 月 1 日、10 月 1 日の基準利率に基づいて年 2 回変更し、その適用はそれぞれ 6 月、12 月の約定返済日（13 日）の翌日より適用となり、7 月、1 月より変更後の支払いとなります。
経済情勢、金利情勢の急激な変化があったときは、基準日に限らず、基準金利の変動幅に合わせて、借入利率が変動することがあります。
※初回の金利見直しは、実行日から 6 ヶ月を経過した後に最初に到来する 6 月又は 12 月の約定日の翌日とします。

4.　借入利率の変更にともなう返済額の変更
借入れ後の返済額は、借入れ後 5 回目の 10 月 1 日を基準日とする借入利率の見直しを行うまで一定のままとします。この期間中、借入利率に変更があった場合も返済額は一定のまま、元金と利息の金額の内訳が変更となります(借入利率が引き上げられた場合には、返済額の内訳は増加した利息相当額と同額について元金の返済額を減少させます。)。
借入れ後 5 回目の 10 月 1 日を基準日として、借入利率、残存残金、残存期間等に基づき、新しい返済額が算出され、12 月の約定返済日の翌日から適用されます。以後、5 回目ごとの 10 月 1 日を基準日とし、12 月の返済日の翌日に同様に返済額を再計算します。なお、変更後の返済額は変更前の返済額の 1.25 倍を上限とするものとします。

5.　未払利息について
借入利率が著しく引上げられた場合、変更後の借入利率で計算された利息の額が毎月の元利金返済額を上回る場合があります。その場合、変更後の借入利率で計算された利息の額と毎月の返済額の差額を未払利息といいます。未払利息が発生した場合、予定されていた元金の返済が行われないだけでなく、未払利息相当額が返済不足となり、以後発生した毎回の未払利息が次回の返済に繰り延べられます。結果、最終返済期日が到来しても返済が完了せず、元金および未払利息が残る可能性があります。その場合は、最終の返済額に加算されます。なお、未払利息にさらに利息が付くことはありません。

（20230401）